

第1章

長岡京市環境基本計画の 基本的事項

1 計画の位置付け・期間・各期計画の成果イメージ

長岡京市環境基本計画は、平成5年に制定された環境基本法の趣旨を踏まえ、長岡京市の環境施策の基本的方針を定めたものとして、「長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例」第2条に基づき、平成13年3月に策定されました。

平成13年の策定の際には、市民公募委員や市民団体、事業者等の多くの主体が参画した「ながおきょう市民環境会議」が、「まちづくり」、「自然」、「循環」、「ネットワーク」の四つの部会に分かれ、それぞれの分野における課題、将来ビジョン、具体的プロジェクトについて議論を行い、報告書の形で計画を取りまとめました。

その後、十年余りの月日を経て、より時代に即した内容の計画とするため、平成25年3月、長岡京市第二期環境基本計画を策定しました。

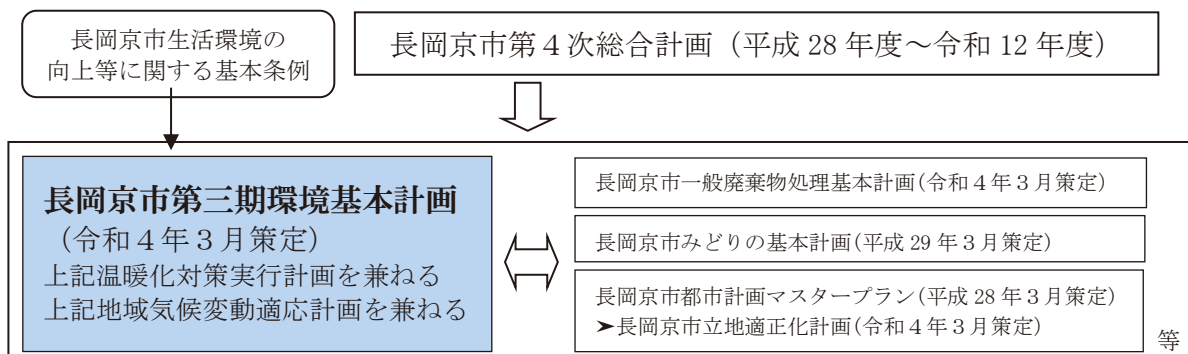
第二期環境基本計画では、市民アンケートをはじめ、環境活動団体へのヒアリング、無作為抽出の市民が参加した「長岡京市民まちづくりセッション」といった先進的な取り組みを交え、計画を策定しました。

今回策定する長岡京市第三期環境基本計画においては、これまで同計画の下位計画として位置付けていた長岡京市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、旧温暖化対策実行計画）を併合するほか、新計画である「地域気候変動適応計画」の内容も盛り込むことから、理念的な内容に加え、気候変動対策という個別のかつ専門的な内容が加わることとなります。そこで、計画改定について審議いただく長岡京市生活環境審議会において、学識経験者を中心とする「計画改定作業部会」を設け、集中的に議論を行っていただきました。

なお、第三期環境基本計画の具体的な実施プログラムについては「長岡京市第三期環境基本計画実施計画」を別途調製し、計画の着実な実行につなげていきます。

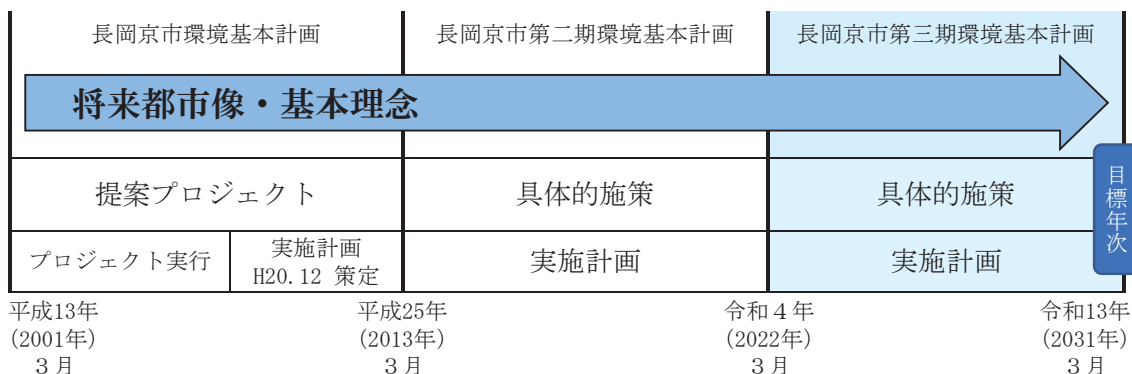
（1）計画の位置付け

長岡京市第三期環境基本計画は、長岡京市第4次総合計画で位置付けられている環境面の施策を進めていくための中核的な役割を担っています。また、第三期環境基本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温暖化対策推進法）第19条第2項に基づく温暖化対策実行計画（長岡京市では平成23年3月に旧温暖化対策実行計画として策定）及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画（長岡京市では第三期環境基本計画に兼ねること今回初めて策定）を兼ねています。その他、環境に関係する諸計画とも整合を図りながら施策を推進していくものです。



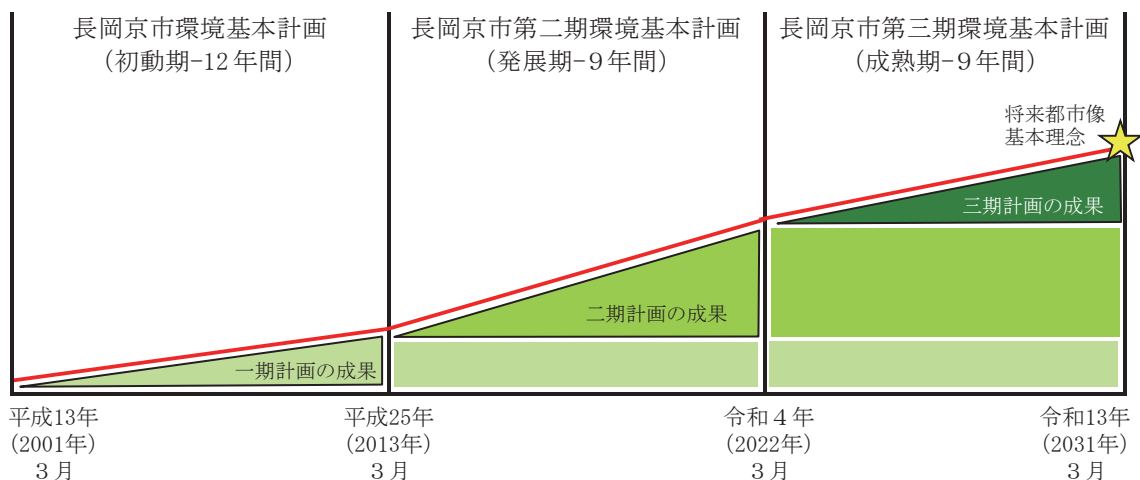
(2) 計画の期間

長岡京市環境基本計画の計画期間は、21世紀半ばまでを見通しつつ、おおむね令和12(2030)年度を最終的な目標年次としています。今回の長岡京市第三期環境基本計画は、平成13(2001)年3月に第一期の長岡京市環境基本計画の中で定めた将来都市像、七つの基本理念の実現に向け、成熟期として、最後の9年間の環境施策を定めるものです。長岡京市第二期環境基本計画では、節目としての計画の終期を令和4(2022)年度末までと定めていましたが、パリ協定をはじめ、計画期間中に起こった環境をめぐる国内外の動向に早期に対応する必要性から、第三期環境基本計画への改定の時期を1年前倒ししています。



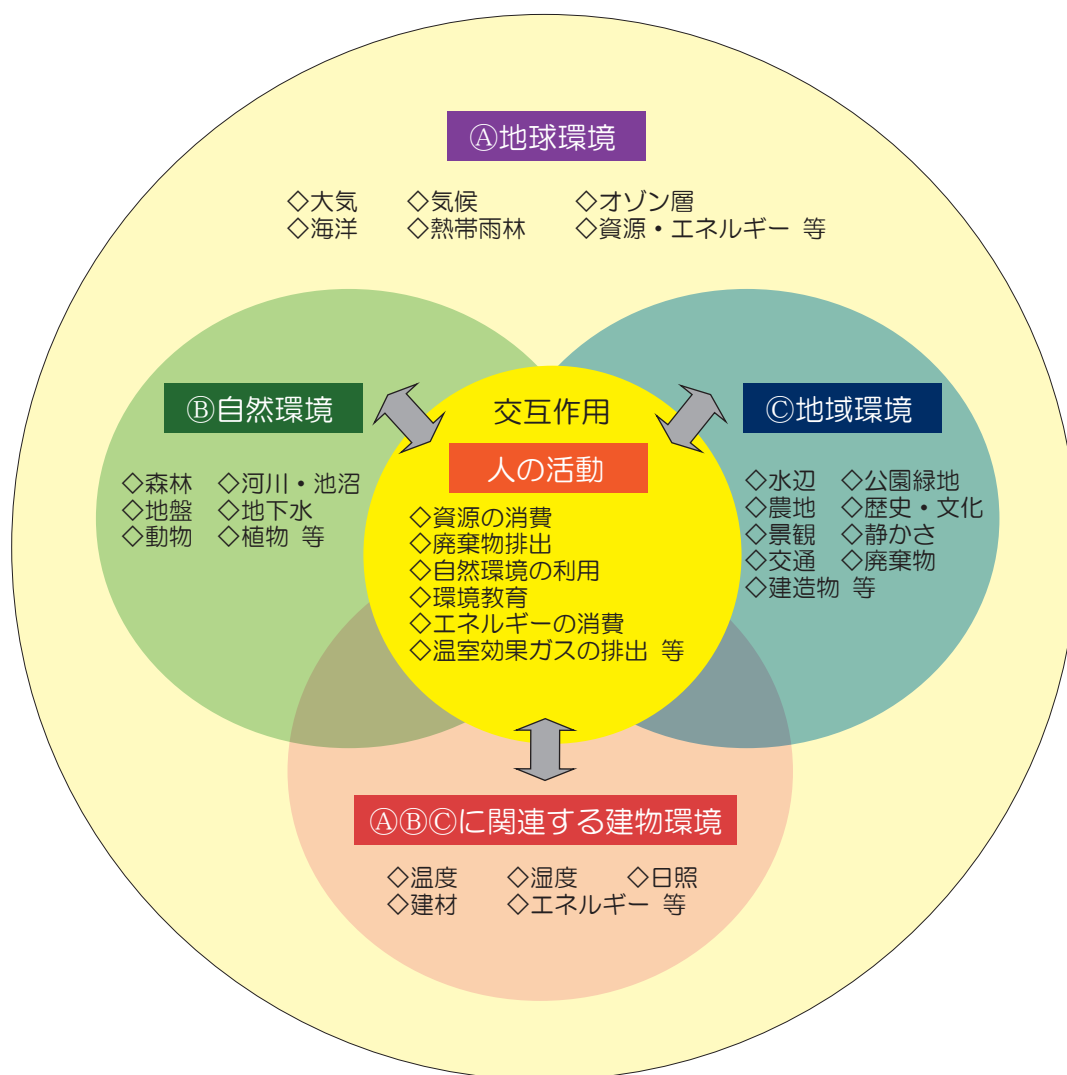
(3) 各期計画の成果イメージ

長岡京市環境基本計画では、施策の実施・成果を、初動期、発展期、成熟期と三つのステージに分けて考えています。一期、二期と施策を着実に実行し、市民による環境活動が盛んに行われた結果、長岡京市における環境のまちづくりは、文字通り初動から発展へと、一定の成果を得ることができました。一方、長岡京市第二期環境基本計画の計画期間中は、環境問題に関し、国内外で大きな動きが数多くありました。詳しくは次章で触れますが、そうした国内外の動向に対応するとともに、一期、二期の成果を踏まえ、成熟した環境のまちづくりへとつなげるため、総仕上げとなる施策が求められます。



2 環境の範囲

本計画では、「地球環境」、「自然環境」、「地域環境」、「それらに関連する建物環境」と、これらとの交互作用により、影響を与え合う「人の活動」全般を、対象となる「環境の範囲」と捉えています。



3 環境面から目指すべき将来都市像

本計画が目指す将来都市像を、以下のとおり設定します。

つむぎ織りなす

みやこ
“環境の都” 長岡京

乙訓にはかつて、日本の首都として“都”^{みやこ}が於かれ、以来、一千数百年の長きにわたり、先人たちはこの地を^{どうとう}滔々と守り伝えてきました。今日に至るまで、ここに人々が住まい続けてこられたのも、人間の生存基盤である豊富な地下水や桂川水系など水資源や西山のみどり、そしてそれらに育まれる農地などの自然環境に恵まれていたからであり、また、人々がそれを手をかけて維持してきたからです。

先人から受け継いできた、人々に潤いと安らぎを与えてくれるこの豊かな環境のまちを、未来世代の子どもたちからの大切な“預かりもの”として、守り、育て、活かしながら持続的に発展させていかなければなりません。

長岡京市は、世界に発信できる日本の“環境首都”^{かんきょうのみやこ}をめざし、ここに集う全ての人々が参加し、一緒に協力しながら、自然環境のみならず、暮らしと経済、文化ともに豊かで、子どもたちが住み続けることのできる魅力ある“環境まちづくり”を進めます。

「環境の都」

- ・全体で共有し続ける長岡京市の将来像として歴史、文化の要素を含み「持続可能」、「環境のまち」というコンセプトに合致。
- ・「環境首都」というイメージを共有してまちづくりを行い、環境の取り組みのトップランナーになっていく。

「つむぐ」

- ・わた玉から糸を引っ張り出す。→ 文化の良い記憶を呼び起こす。

「織りなす」

- ・多くの縦糸と横糸の働きが必要。→ 多くの人の協力が必要。

4 持続可能なまちづくりの基本理念

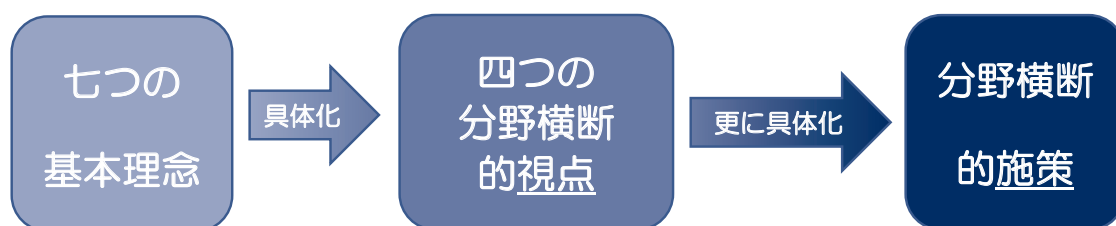
私たちが目指そうとする将来都市像を達成するためには、確固たる基本理念（考え、行動する際のもとになる考え方）に従うとともに、2015年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGsの分野横断的視点を持って「持続可能なまちづくり」を進めていく必要があります。（SDGsの考え方については第5章で詳述します。）それらについて、次のように整理しています。

長岡京市の持続可能なまちづくりの七つの基本理念

- ① 全ての施策・行動を持続可能性に基づいて策定し、総合化します。
- ② 環境と地域経済・雇用・生活の質の改善を両立させます。
- ③ 地域に固有の自然と文化を大切に守り、育てます。
- ④ 社会的公正に配慮し、全ての人々と資源と環境を分かち合います。
- ⑤ 資源・エネルギーが循環する地域をつくります。
- ⑥ みんなが参加して、一緒に計画をつくり、実践し、継続的な活動を目指します。
- ⑦ 持続可能な社会を実現するための教育、人づくり・人結びに力を注ぎます。

上記七つの基本理念は、平成13年3月に策定した第一期の長岡京市環境基本計画から長岡京市第二期環境基本計画へと続き、根本的な部分として引き継いできたものです。長岡京市第三期環境基本計画において若干の加筆を行っていますが、今回ポイントとしている分野横断的な貢献（SDGsへの貢献）の視点が既に入った画期的なものであったと言えます。

第三期環境基本計画では、この理念を引き継ぐとともに、分野横断的な貢献をより実践しやすくするため、四つの分野横断的視点として具体化し、更にもう一段階具体的な施策へと落とし込んでいきます。分野横断的視点及び施策については、第5章で詳述します。



5 “環境の都” 長岡京市環境都市宣言

長岡京市は、平成21年4月に、市における政策の策定、実行の中心に「環境」を位置付け、市の取り組み姿勢を明確にするため、環境都市宣言を行いました。

環境都市宣言については、平成13年3月に策定された第一期の長岡京市環境基本計画にもプロジェクトとして掲げられています。

“環境の都” 長岡京市環境都市宣言

西山の自然に抱かれ、悠久^{ゆうきゅう}の歴史が刻まれた長岡京市。

緑と水に恵まれ、多くの命が育まれてきました。

しかし、私たちが自然への畏敬と感謝を忘れ、物質的な豊かさを求め続けた結果、温暖化をはじめ、地球規模で様々な環境の悪化が進んでいます。

人類は、自然の一部であり、自然との共生によってのみ存続が可能です。

これを踏まえ、私たち長岡京市民は、自然と共生する持続可能な社会を目指し、世代を超えた市民と企業や諸団体そして行政等との協働により、生活様式や、社会のあり方そのものを見直します。

未来の子どもたちが心の安らぎと豊かさを得られる“環境の都”長岡京の実現が、今の私たちに課せられた責務です。

私たち長岡京市民は、先人の歴史と叡知^{えいち}に学び、あらゆる人々と手を携え、真に環境都市として誇れるまちづくりに取り組む決意をここに宣言します。

平成21年4月1日

Blank area for content, consisting of multiple horizontal dashed lines.